

会 報

公認会計士三田会



実学の府としての首位の座

塾長 石川 忠雄

国家試験といわれるものがある。

或る特定の職業に就こうとするものに対して、ただ単に大学の課程を了えるにとどまらず、更に国家が厳しい試験を課そうとするものである。司法試験がそうだし、上級職をはじめとする各種公務員及び外交官試験などは、その難関の例に挙げられるものである。そして東京大学を中心とする国公立大学への異常なまでの過去の信仰はこの国家試験にみられた官学優位の実績が、その尾をひくものであったともいえる。

けれどもここ十年來の動きを見ると、そうした趨勢は今や大きく変わってきた。大学受験の流れそのものが、私高国低という言葉に象徴されるように、国家試験にも明らかな異変が見られる。いうまでもなく私学勢の著しい抬頭である。司法試験の如き東京と早稲田と中央の三大学が、相互に首位を激しく競い合っている現況である。

塾の場合、実業界では圧倒的な勢力を誇ることはあっても、法曹界での慶應の存在は少数者のそれではなかった。だがそれも今は違う。司法試験四位の座をめぐる、京都大学と慶應との熾烈な争いはやがてその逆転も時間の問題だと、三田法曹会の先輩たちの期待は大きい。

ところでそうした各種の国家試験のなかで、慶

應義塾が抜群の成績を挙げているものがある。

公認会計士試験がそれである。この国家試験はまだ歴史が浅いだけに、司法試験などに較べ、社会的に広く認知されるまでに至っていないが、その資格取得上の難易度には、全く甲乙つけ難い関門といってよい。特に私はその試験に於て、慶應義塾が目覚ましい好成績を収めていると述べたのは、実に過去の実績に基づいてである。

即ち公認会計士試験の二次合格者数の大学別の実績に於て、わが慶應義塾大学が過去15年間、連続して首位の座を確保したことである。

私はこの機会にこの事実を心から賞讃したいと思っている。15年もの長きに亘って首位を保ち得たことは、年度・年度の諸君の健闘に負うことは勿論だが、それにもまして関係者各位の、殊に公認会計士三田会の世話人である先輩諸氏のお骨折によるものである。

国家試験はある意味で他流試合としての側面をもっている。

その点、公認会計士という厳しい他流試合のなかで、多年首位の座を守り続けた実績は、実学の府としての慶應義塾の輝かしい学統を、次の世代に受け継ぐものとして、私はいま改めてそれを讃えたいものである。

公認会計士三田会・会報（第14号）

— 1990年1月発行 —

目 次

1. 巻頭言	塾長	石川忠雄	1 A
—実学の府としての首位の座—			
2. 年頭所感	大蔵大臣	橋本龍太郎	3 A
—海部内閣・大蔵大臣就任—			
3. 商法調査人制度導入の新展開	商学部教授	守永誠治	4 B
—商法改正案要綱の問題点から—			
4. 協会会長2期5年の残務整理	30年経済卒	村山徳五郎	7 B
—気懸り商法改正会計調査人問題—			
5. 財務担当常務理事に就任して	34年経済卒	森重榮	9 A
—協会の財務・予算執行の現況—			
6. 大手監査法人とビッグエイト②	34年経済卒	佐成豊彦	10 B
—ビッグエイト合併系列の変化—			
7. 大手監査法人の証取監査業務	45年経済卒	中瀬治通	13 B
—証取法監査の監査業務の現況—			
8. <社中交歓>			
① 危ない会社の見分け方について	28年経済卒	和井内清	15 A
—企業の経常収支分析の重要性—			
② 西ドイツの監査制度の新局面	45年商学卒	本多潤一	16 A
—職業会計人とEC92年情報—			
③ 公認会計士の税務業務の体験談	46年経済卒	吉島一良	18 A
—公認会計士税務業務の重要性—			
④ オフ・バランス会計について	46年経済卒	石川誠	19 A
—先物取引の損益認識の時点—			
9. 公認会計士三田会有資格者の現況	22年経済卒	西野清	21 A
—士補合格15年連続首位の記録—			
10. 義塾の近況—平成元年—	塾広報課長	田辺久夫	25 A
11. <地域会特報>			
① 協会北部九州会副会長体験談	38年経済卒	矢野毅	26 B
—副会長2年・会務近況報告—			
参考資料	Big 8・Big 6資料（USランク・世界ランク・1988）		28 A

年頭所感

—海部内閣・大蔵大臣就任1年—



大蔵大臣 橋本 龍太郎

平成二年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。

我が国は、幾多の試練を国民の英知により乗り越え、今や世界経済において指導的な役割を果たす国となりました。

国際会議等の場でも、我が国の国際的責任の大きさをしばしば痛感させられております。

今後、我が国の進むべき途は、こうした国際社会の期待に応じて我が国の占める地位にふさわしい貢献をしていくとともに、対内的には国民が豊かさを実感できるような活力ある経済社会を構築していくことであります。

私は、新年に当たりまして、この目標を実現するため、次のような諸課題の達成に全力を挙げて取り組む決意を新たにしております。

第一は、内需を中心としたインフレなき自律的成長の持続であります。

我が国経済は、物価が安定する中で、設備投資、個人消費を中心として内需主導型の自律的拡大を続けております。

また、対外面でも経常収支黒字が縮小するなど不均衡の是正が着実に進展しております。

本年におきましても、内外の経済情勢を注視しつつ、引き続き、適切かつ機動的な、財政金融政策の舵取りに、努めてまいりたいと考えておりま

す。

第二は、財政改革であります。

我が国の財政は、御承知のとおり依然としと極めて厳しい状況にあり、将来の高齢化、国際化を展望すれば、財政改革を推進して、その対応力の回復を図ることが、引き続き、緊急な課題であります。

平成二年度予算につきましては、財政改革の第一段階である特例公債依存体質からの脱却を実現したところでありますが、今後とも、再び、赤字公債に頼らない財政構造への改革を目指して、引き続き、財政改革を強力に推進していく所存であります。

第三は、税制改革の一層の定着であります。

先般の抜本的税制改革は、それまでの税制がもっていた様々な「ゆがみ」や「ひずみ」、サラリーマン層を中心とする重税感を是正し、高齢化社会の到来に備えて安定的な税体系を確立することを目的として行われたものであります。

その一環として、創設された消費税につきましては、国民各位の御協力により、大きな混乱もなく、現在に至っておりますが、この間、国民の皆様の間には、様々な御意見、御不満がございました。

政府といたしましては、そのような御意見等を十分踏まえ、この消費税が、我が国の経済社会に一層定着するよう、その見直しを行ったところであります。

具体的には、逆進性の緩和や社会政策的な配慮という見地から、消費者の購入する食料品を非課税としたほか、住宅家賃や出産費、入学金、福祉関係等も非課税とし、さらに、年金生活者の方々のために、一層の所得減税を実施することとしました。

また、消費者の立場から、御指摘を頂いた運用益の問題等について、その是正を図るなど、現時点での出来る限りの措置を講じることとしており

ます。

また、国民の中にある御意見や、消費税の導入の趣旨を踏まえ、消費税の用途を明確化するとともに、逆進性の緩和や、消費税の定着に資するとの観点から、歳出面でも、高齢化に対応した公共福祉サービスの充実等を、図ることとしております。

私どもといたしましては、このように幅広い分野にわたる様々な見直しを行うことを通じて、消費税が、生活実感により適合し、日々の生活に一層溶け込み、豊かな二十一世紀を支える礎えとなることを確信いたしております。

第四は、調和ある対外経済関係を形成することです。

このため、金融・資本市場の自由化・国際化、ウルグアイ・ラウンドの推進、累積債務問題等に引き続き、積極的に取り組んでいく所存であります。

また、日米構造協議が昨年から行われておりますが、我が国としては、構造調整は国民生活の質の向上につながるとの観点からも、我が国自らの課題として前向きに取り組むべきものと考えております。

二十世紀も残すところ十一年、国民の皆様の御理解と御協力を賜り、二十一世紀を迎える日本の礎えとなるこれら諸課題の達成に力の限りを尽くしてまいりたいと存じます。

最後になりましたが、塾出身の公認会計士三田会の会員諸兄が、健康で充実した一年を過ごされるよう、心からお祈り申し上げまして、新年を迎えるに当たっての、私の御挨拶とさせていただきます。

注・筆者は昭和35年政治卒・現衆議院議員・

・前自由民主党幹事長

商法調査人制度導入の新展開

— 商法改正案要綱の問題点から —



商学部教授 守 永 誠 治

I はじめに

わが国の商法は1899(明治32)年の制定のをはじめから、株式会社の監査は形骸化される運命にあった。その理由は要約すると、次の5つが考えられる。

① 会計というものの本質が、真実を現わすという基本的思考にある哲学をなおざりにしていたこと。

② 明治時代からの近代化において、監査の批判性を避けていたこと。

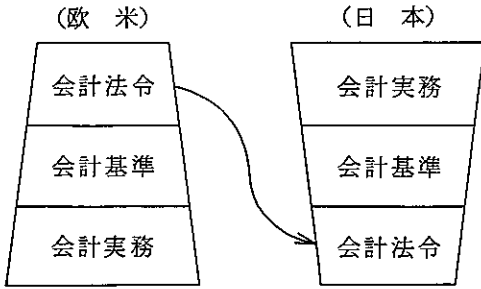
③ 監査による実効を求めるよりも形式が尊重され、1名以上の監査役とし、かつその骨抜きとして人的基準が排除されていたこと。

④ 欧米の監査の発展に見られる任意監査から制度化されることなく、逆に模倣による法定監査から制度化されたこと。

⑤ 監査人の社会的使命感と監査意見に対する責任が必ずしも明確でないこと。

その後わが国の企業会計原則が1949(昭和24)年に制定されたがこれは、商法制定の1899年から丁度50年目であり、会計法令ができてから半世紀を経て会計基準が欧米の制度の模倣によって完成したものである。

そしてわが国企業会計原則制定後50年〔1999(平成10年)〕を経た頃、会計監査は会計調査の実務として導入されていくことであろう。以上を欧米のそれと比較すると次頁の図のようになる。



欧米における会計システムは、経済界において会計基準や監査基準の成立以前に会計実務が行われておりまた任意監査が行われていることである。しかる後に会計法令がそれ等を支えているのである。

日本における会計システムは、会計実務や監査実務を経理に、形式化し勝ちであることは、監査役制度で明らかであり、商法改正案に論じられている調査制度は、この二の舞である。

欧米にあつては、任意監査制度が伝統的に実施されていたという特色がある。図に示すように英米仏と同じように、西独においても、はじめに注意監査が行われているのであり、欧米にあつては、会計実務も監査実務もはじめに実施されており、しかる後に、それ等をすぐれたものとするために、会計ないし監査基準が、実務家および学者の共同により研究されて作成されたことである。しかる後に、そのすぐれた基準を守るために、法令が制定されているのである。

この点から考察するとわが国のそれは丁度逆であつて、はじめに商法、有限会社法等法令ができ然る後に、会計ないし監査基準ができてから、それを実務化して行ったことである。ここで問題なのは、それら法令の原案の作成者が、会計および監査の実態から離れたところにいることである。

このことは商法において、90年余り以前に会計制度および監査制度を実務から離れたところで制定し、その後50年を経過して、会計基準(わが国の会計原則)および監査基準が制定され、後に会計実務等がそれらに従ってきているのである。

以上の前提を踏まえて商法の調査人制度導入の問題点は、次により検討することが必要である。

①会計監査人監査と商法調査人調査の比較

②中小会社の実情 ③調査の結果の責任の所在

II 商法改正試案をめぐって

商法が制定された1899(明治32)年以来、今日まで90年余りの年月が経過しているが、その丁度中間点が、敗戦の1945(昭和20)年である。

ここで90年を前半と後半に区分して比較してみると敗戦迄の45年間はまさに明治政府による近代化のための努力の姿であつた。その結果は殆どどの都市もB29による爆撃のため廃虚と化したのであるが、それはハードの面の破壊であつた。しかしソフトの面にあつては商法はそのまま残されて、従来の商法がドイツ的であつたもの、敗戦によりアメリカ的思考がつき木されて、1950年以降次のような経過をたどつて今日に至つている。

- 1950(昭25) 授權資本制・無額面株式制の導入
- 1962(昭37) 取得原価主義による損益法の導入
繰延資産の範囲の拡大
特定引当金の制定(1981〔昭50〕再改正)
- 1974(昭49) 公正なる会計慣行の斟酌規定の新設
財産目録の作成義務の削除
中間配当制度の導入
大会社に会計監査人監査制度の導入
- 1981(昭56) 会計監査人監査と取締役の議決による計算書類の確定
営業報告書の改正
公告制度の改正

以上を踏まえて、大会社の監査制度が一応確定したのであるが、敗戦以来45年間、積み残された問題として中・小会社の監査制度等が、大きく横たわつていたのであつた。その後次のような経過をたどつて、改正試案が論議されているのである。

- 1984(昭59) 5月 大小(公開、非公開)会社区分法及び合併に関する問題点
(法務省民事局参事官室公表)

1986(昭61)5月 商法, 有限会社法改正試案
(同室公表)

以来この改正試案について各界において議論され、日本税理士会連合会では会計調査人調査要綱を作成して平成元年4月18日付で発表している。

Ⅲ 商法調査人制度の導入の問題点

ここで商法調査人制度の問題点と考えられるのは、次の4点がある。

- (1) 会計調査人の人的基準をどのように確立するのか。
- (2) 会計調査人の調査内容を誰がレビューするのか。
- (3) 会計調査人が取締役から徴収する陳述書は自己証明とならないか。
- (4) 重要な監査手続の省略が認められており、会計調査人の責任はどうなるのか。

このような問題点を一つずつクリアしない限り会計調査人制度は、商法監査の形骸化へと進んでしまうことであろう。

以下で、順を追って検討を加えてみよう。

(1) 会計調査人の人的基準

筆者は既に〔産業経理1989(平成元)年第1号〕において論じているので、それを参照していただきたいが、要点は専門的能力と独立性である。

この点に関して法務省民事局参事官の大谷慎男氏は、企業会計1989年8月号において、次のように論じている。

「試験を行うのが一番理論的には正当だと思っておりますが、……中略……全部の税理士に認めよというような主張との関連で、果たしてそういうことでいけるかどうかという点については、かなり検討を要すると思うのです。それは実務経験を勘案するとか、あるいは、それとあわせて何らかの勉強の機会を設けるとか、いろいろなバリエーションはあり得ると思いますが、少なくとも、まったく何のフィルターもなしに、すべての税理士に資格を認めるということはありません、これははっ

きり申し上げたいと思います。』

従ってそこには、何らかのフィルターが、かけられることであろう。

(2) 調査内容を誰がレビューするのか。

わが国における公認会計士監査は、形骸化していた商法および計理士による監査に対して、全く新しく、実質時に、アメリカの監査制度を導入したものであった。

従来存在していなかった証券取引法が、新しく1948(昭和23)年9月13日に、法律第25号として制定され、引続き公認会計士法が、同年7月6日に、法律第103号として制定された。

従って、アメリカ的監査制度の特徴が生かされ証券取引法第193条12号4項に基いて大蔵大臣に「監査概要書」を提出し、監査実施状況について大蔵省証券局によって審査を受けており、事実そのレビューによって相当数の処分事例をみているのである。この点から考察すると被監査全体に対して、大蔵省証券局は後盾に位置され、公認会計士の独立性を支えているのである。

アメリカにあっては、医師の手術に際しても、second opinion systemがあり、pier review という「医師監視制度」が確立し、医師の技術的の水準を支えているのである。

この点から考察するならば、会計監査人制度は証券取引法の大蔵省証券局によるレビュー制度が生かされ、力強い後盾があると言えるであろう。

法務省当局は商事法務研究会1986年「商法、有限会社法改正試案の解説」において『昭和49年に会社法上の制度として導入された外部監査すなわち会計監査人による監査は、批判もあるが、それなりの効果を収めていると考えられる。…』と評価しているのである。

特に、わが国の歴史および国民性から検討を加えると、わが国の諸制度は官庁主導型がとられ易いが、その際に大切なことは、それらが形骸化しないことであり、過去の多くの形骸化の原因を突き止めた上で、会計調査人の調査のレビュー制度

を強固に確立する必要があると考えるものである。

わが国の現状からは、既に確立している中小企業関係の団体の協力を受けて、チェックシステムを導入してはいかかなものであろうかと考察するのである。

(3) 陳述書は自己証明とならないか。

取締役から徴収する陳述書については「……会社の取締役を保証させる目的で徴収するものであり、会計調査人はこれを基礎として調査報告書を作成することができる……」とB案の注で示されている。

この考え方によれば、会計調査人の都合の悪いものは、陳述書に振替えられる危険性もあり、それは次第に自己証明へと移されていくことが十分に考えられるのであり、裁判における陳述書において一方的主張が見られるのと、同一性を持っているであろう。

(4) 会計調査人の責任はどうなるのか。

周知のようにアメリカでは、わが国の調査に相当するものとしてレビュー制度があるが、これが導入された理由は、中間財務諸表監査のように迅速性が要求され通常の監査を行うことができないため、正式の監査意見を添付できないことによるものであった。アメリカ公認会計士協会では1978(昭和53)年12月に非公共的(non-public)な閉鎖

会社の未監査情報についてレビュー方式が導入されるに当たって「会計およびレビュー業務に対する基準についての意見書」(Statements on Standards for Accounting and Review Services No.1-SSAR S1)公表されている。

監査人の責任と調査人の責任は同一のものであり、それは利害関係者を保護するためのものであるかぎり、重要視されなければならない。

もとより、商法による会計調査人制度は社会的有用性が前提なのであり、責任制度をも確立しなければならぬのである。

協会会長 2期5年の残務整理

— 気懸り商法改正会計調査人問題 —



昭30経済卒 村山 徳五郎

① I F A C の理事会に出席して

平成元年11月9、10日の両日に亘って、ローマでI F A C (国際会計士連盟)の理事会があつて、そこに出席した。

わたくしは、1 昨年の世界会計士会議東京大会のおり、I F A Cの副会長に選ばれていた。

ただしこれは世界会計士会議主催国の会計士団体会長に対する礼遇のようなものであった。

I F A Cには、会長のほか次期会長 (Deputy President)と、2名の副会長職がある。

その副会長のうち、1名はTreasurerを兼ねる。他の1名は、理事会・企画委員会のほか、どこにでも出席できるが、実質は名のみで、いろは無役同然である。

即ち礼遇のようなものといったのは、そのためである。

それはともかくとして、わたくしはこのローマでの理事会において、世界会計士会議東京大会への各国とその理事会構成メンバーのご協力に、お礼を申し上げ、同時に、また、国際経験の豊かな中地宏・日本公認会計士協会副会長が、後を継ぐ旨を告げる意味での挨拶を行った。

昨年、日本公認会計士協会の会長職を退いてからも何となく肩に感じていた荷の一つをおろしたような気がして、ホッとした。

② 公認会計士試験合格者問題について

平成元年7月、日本公認会計士協会・会長を退いて、なお未練のように気がかりなことが、いくつか残った。

公認会計士二次試験合格者問題はまさにその一つである。

この問題については、協会会長・在職中に、大蔵省証券局長宛の要望書を提出するなどの手は打っていたが、その結果が、合格発表のその日まで気懸りであった。

この問題の深刻さは、協会の会務を退いて法人業務にたずさわってみて、いっそう身にしみていたのである。

数だけからみても結果は、腹八分目にもう少し足りないという感じであったが、その改善のあとは著しい。

しかし、今回の結果が当面の難に効き目があったことは疑えないにしても、業界の将来を見渡せば、『喉元過ぎれば熱さを忘れる』にならないところこそ、大切であろう。

公認会計士の試験制度は、何とんでも、公認会計士というこの職業の基盤である。われわれ公認会計士にとって、これほど大切な問題はないと心得ておくべきであろう。

③ 商法改正・会計調査人問題について

私にとり、もう一つの気懸りは、次期商法改正において提起されている会計調査人問題の行方であった。

今においても、気懸りの最たるものといってもよいであろう。

実質的に法務省当局者が主催する2度目の調査問題検討研究会は、今年の4月から始まり、わたくしの任期がくる7月の月中には終る予定であったが、10月の末までに延びた。

本年（平成二年）の商法改正を控えて、昨年12月に予定されていた法制審議会商法部会も、今春にずれ込むことになった。

わたくしにとっては、過去7年に及ぶ付き合いとなった次期改正商法における「調査」問題（はじめは簡易監査問題と俗称していた）も、ここひと月ばかりの間に、ようやく何らかの決着を見る形勢となってきたのである。

二度目の研究会も、それが終わってみると関係者の努力にかかわらず、結局のところ従来同様、入り口論のところで終始した観がある。

「調査」を現実のものとした場合の実際上の問題の掘り起こしにも届かなかつたし、まして代替案の提示が行われたようにも見えない。

要するに、次期商法改正において提起された「調査」というのは、つまるところ、そういう体質の問題だった、ということなのであろう。

いずれにしろ、これから、このひと月ほどの間に、当面の法改正との関係での、この問題の取扱いについての結論が出されるであろう。

けれどもそれはおそらく、事の終りでありながら、むしろ、それは新たな事の始まりを告げるものとなるであろう。

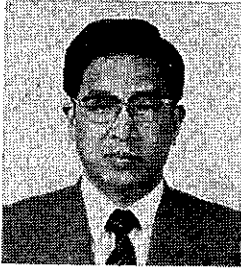
注・筆者は中央新光監査法人代表社員
前・日本公認会計士協会会長

追・法制審議会・商法部会における会計調査人の審議のスケジュールは、次の如くなる
と報道されている。

1. 平成元年12月中旬・商法部会総会審議
2. 平成元年12月下旬・〃小委員会審議
3. 平成2年1月中旬・〃準備委員会審議
4. 平成2年1月下旬・〃部会総会審議
5. 平成2年1月末日・法制審議会総会

財務担当常務理事に就任して

— 協会の財務・予算執行の現況 —



昭34経済卒 森 重 榮

昨年7月、日本公認会計士協会の常務理事に就任し、財務を担当することになりました。私の協会における役員歴も5期目に入り、今年度の任期からは常務理事として何かの役目を果たさなければならぬと考えておりましたが、山上一夫協会会長から財務を担当するようとの指示を受けた時は正直に言って多少の戸惑いを感じました。

しかし、思い直してみれば財務という裏方を通してわが協会の運営の様子を眺めながら、お役に立つ仕事をするのも意義のあることだと考えてお引受けした次第であります。

わが協会の財政については、これまでの理事または常務理事としての会務経験から、大体において健全な状態にあり、管理運営の方法も良好で、当面問題はないとの認識をもっておりました。

ただ、毎年の定期総会に審議事項として提出される協会の決算報告書の様式については、会計の専門家の団体の報告書としては如何なものか、私自身も改正の審議に参加した「公益法人会計基準」があり、これを公益法人の実務に適用すべくわれわれ自身が指導しているのであるから、協会の決算報告もこの基準に準拠するよう改めるべきであるという考えをもっており、以前に理事会に提言したことがあります。

前任の戸張常務理事から会務の引継ぎを受け、半年ばかり会務を实践してみて、協会の財務に関しては幾多の課題があり、決して楽な役目ではな

いということが分って、これは気分を引きしめてかかるなければならないと自覚している次第であります。

協会の財務に関しては、村山前会長（慶大経30卒）の時代に問題意識が持たれて財務プロジェクトチームが設置され、協会会務を財務の立場から検討、審議し、その結果が昭和62年7月に「財務プロジェクトチームからの中間報告書について」として、とりまとめられております。

この「中間報告」は、現在の協会の財務が抱えている問題の所在を明らかにし、それを改善するための適切な提案がなされております。

私が今日まで財務を担当してみて、通常の会務の他に、在任中に改善を実現したいと考えている課題は、すべてこの「中間報告」にとり上げられており、まことに貴重な指針であります。

これから平成2年度の予算編成作業に入ることになりますが、それについて最も基本的な問題は、「中間報告」においても最初にとり上げられている検討課題である、「事業計画の具体化と予算措置」についてであります。

協会は毎年の総会において、事業計画を発表し、この中から緊急かつ重要なものから具体的な事業として実施に移すことにしております。これらは当然に財政支出を伴うものであり、必要な予算措置が講じられております。

ところがここで問題なのは、「中間報告」においても指摘されておりますように、事業計画に対して具体的な実施計画が明確でないという点であります。

賢明な会員はすでにお気付きのことと思いますが、協会の財務は最近においては、毎年度、經常資金収支計算において、主として事業費の予算未消化による余剰が生じております。

これはまさに事業計画を具体的に実施するための施策が欠けていることに起因するものであります。

事業計画が立派でも、それが実行できなければ画餅に帰すこととなります。

事業計画の重点施策の一つとして設置が決定している「リサーチセンター」についても、具体的に何をどのようにして行うのか、関係者の努力が

続けられておりますが、未だ明らかにされていない状態であります。

多額の財政支出を伴うプロジェクトであるだけに失敗は許されず、関係者の叡知と巾広い会員の支援により必ず成功させなければならないものと考えます。

予算未消化の問題は、事業計画に問題があるのか、または執行するための力が不足しているのか、いずれにしても協会執行部としては鼎の軽重を問われる問題であります。

一部には、期間収支に余剰が生じていることから、現在の協会の財政状態はかなり余裕があるのではないかとの認識があるようですが、これは先に述べたように協会が本来実施すべき事業を、十分に実施していないことから生ずる余剰であって、むしろ、今日協会のおかれてある立場から経済社会に貢献し、会員の期待に応えるために、もっと有効な事業を推進しようとするならば、現在の財政規模は、あまりにも小さいと、言わなければなりません。

今、直ちに取りかからなければならない問題として、会館の実務補習所移転後の老朽化の対策工事等がありますが、金額が大きく、経常資金による予算の枠内で実施することは不可能であります。

さらに現在の会館は、会員の増大と組織活動の活発化によって事務局、会議室のスペースが狭隘となり、将来的には抜本的な対策が必要となって大きな財政問題が生じることとなります。

以上思いつくままに所見を述べましたが、私としてはあるべき財務の立場を常に念頭におき、限られた財政規模の中で、会員のために最大限有効な会務が執行されるように、また財務に関する改善すべき課題については、任期中に実限のためできるだけの努力をしてみたいと考えております。

私の信頼する公認会計士三田会の会員の皆様からの格別のご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

注・筆者はセンチュリー監査法人代表社員

大手監査法人とビッグエイト(2)

— ビッグエイト合併系列の変化 —



昭34経済卒 佐 成 豊 彦

① ビッグエイトに大地殻変動

会報13号に続き、西野先輩から「監査法人とビッグエイト」の続編を書くようにという注文を頂いた。昨年、西谷先輩が、同じテーマで書かれたが、今年、ビッグエイトに大変革が起きたので、その辺の事情を紹介するのが、私の役割のようである。確かに、今年(平成元年)は遂にビッグエイトに大地殻変動が起きた。このことは、何年も前から予想はされていたものの、煙のみで、爆発は起こらなかった。ところが、最初の爆発は、今年の5月19日に起こった。アーンスト・アンド・ウィニー(EW)とアーサー・ヤング(AY)の合併が発表されたのだ。爆発は更に続いた。2週間後の7月上旬には、デロイト・ハスキンス・アンド・セルス(DHS)とトウシュ・ロス(TR)との合併、および、アーサー・アンダーセン(AA)とプライス・ウォーターハウス(PW)の合併が、相次いで発表となった。ビッグエイトのうち、6つの事務所の合併発表である。残る2つのうち、ピートは既に昭和61年に当時ビッグナインのひとつといわれたKMGとの合併を果たし、名称もKPMGと変えている。

合併の目的については、規模の拡大による競争力の強化、1992年のEC統合を控えてのヨーロッパ市場対応の強化、コンサルティング部門業務の強化を目指すこと等が挙げられ、また、日本企業へのサービス能力のアップを図ることが、重要な

戦略のひとつとされている。

ビッグエイトは、もともと米国および英国の事務所を中心として、それに世界各国のメンバーファームが付随するという形態で発展してきた。それは、会計事務所を発展史的にみると明かである。ビッグエイトは、いずれも今世紀はじめ英国資本の米国進出と共に形成され、第二次大戦後の米国資本の世界各国への進出と共に、ワールドワイド化した。つまり、ビッグエイトは、米英すなはち、アングロサクソンのものであった。しかし、米国資本の地盤沈下はその前提条件を少しづつ変えていった。特に、米国における監査の過当競争、値引き競争は、米国のビッグエイトの体質を著しく弱いものにしていった。米国資本は、漸次欧州および日本から撤退し、欧州・日本の資本に入れ替わっていった。米国企業の縮小に伴ってビッグエイトも合理化、体質改善を迫られ、MASの拡大などで、これを解決しようとした。しかし、それだけでは済まなくなったのである。合併によって、その他の地域を強化し、グローバルなサービス体制を整えることによる生き残りを考えざるをえなかった。

② ビッグ8からビッグ6への変化

このようなことが背景となって、今年の爆発的ともいえる合併発表となったのである。ところが、その合併話も、すべて輝かしい発展へという訳にはゆかなかった。AAとPWとの合併話は9月下旬には白紙に戻された。両事務所の重要クライアントであるIBMの反対、その他が原因であると伝えられている。また、EWとAYの合併は一応成功裏に進展しているが、まったく犠牲がなかったわけではない。カナダにおいては、Clarkson GordonがAYのメンバーで、EWのメンバーは、Thorne Ernst & Whinnyであった。両事務所は、いずれもカナダを代表する有力事務所であると同時に、お互いに競争相手でもあった。両事務所は、結局合併することなく、ThorneはKPMGと一緒にになった。ThorneはもともとはKMG (PMMとKMGが合併してKPMGとなる以前の事務所)の設立時からのメンバーであった。ところが、KMG

に満足出来なくて離れ、EWと一緒にいたのである。それが、今回の合併話が原因で元の鞘に納まったということになる。

DHSとTRの場合は、もっと大変である。10月には、DHS (UK) がTRと合併せずにCLと合併すると発表した。また、世界の会計事務所の業界事情に詳しいInternational Accounting Bulletin (IAB) という雑誌によればオランダのメンバーであるDeloitte Disker Van Dien (オランダ第2位) がCLへ行ったと伝えている。そして、DHSのフランス以外の欧州諸国のメンバーも、この合併話には賛成していない事務所が少なくないという話である。このIABという雑誌は、マイケル・ラファティという人物が主幹をしている。必ずしも正確な記事ばかりが書かれているということはいえないが、世界の会計事務所の少なくともマネジメント・グループの人達は、この記事を読む。そのような類の雑誌である。このIABによると、CLへ走ったDHS (UK) はTR (UK) とDHS (USA) を相手として、“DELOITTE”の名称使用権について訴訟を起こしているという。TRとDHSの合併後の名称がDeloitte Ross Tohmatsu となっていることによると思われる。DHSという事務所は、1979年に英国のDeloitte, Plender and Griffiths という事務所と、米国のHaskins and Sellsという事務所を中心として出来上がったものである。それが、今回の合併話で、米英のメンバーがバラバラになってしまった。何故そこまでしなければならなかったのか、部外者としてはまったく謎である。

ところで、このTRとDHSの合併で特筆すべきは、その新名称である。先に述べたように、名称のなかに等松という日本名が入っている。これは、欧米人にとって相当な決断だったに相違ない。

これをあえてさせた等松の力は驚嘆の他はない。

ビッグエイトは、こうして平成元年の終わりまでに、6つになった。この6つの事務所の世界レベルでの統計数値を参考に示すと次頁の通りである。これは、前述のIABの記事からの転載で、合併前の1988年の発表数値の単純合算値であり、これ

まで述べたような曲折を考えると必ずしも正確なものではない。一応の参考程度とされたい。

合併後のビッグエイトの規模

	収入	パート ナー数	職員数
1. ERNST & YOUNG	\$4,244	6,056	47,100
2. KPMG	3,900	5,000	42,300
3. DELOITTE ROSS TOHMATSU	3,761	5,470	44,867
4. ARTHUR ANDERSEN	2,820	2,016	33,568
5. COOPERS & LYBRAND	2,500	N/A	N/A
6. PRICE WATERHOUSE	2,218	2,626	26,736

ビッグエイトの合併話は、今のところ上述のような状況であるが、KPMGのステファン・ハーラン氏は、「業界内の不安定要素が一段と大きくなった」として、更に今後再編の動きが活発化するものとの見方をしている。同氏ならずとも、今後も地殻変動は更に続くという見方をする人は多い。

③ 日本監査法人への影響力

ところで、日本の監査法人への影響はどうか。サンワ等松と三田との合併は順調のことである。太田昭和と朝日新和については、2つの法人の合併は突出した規模になるということから、大蔵省は合併を認めない意向であると新聞は報道している。

日本の監査法人は、ビッグエイトの生き残り戦略に受身の姿勢で対応するというのではなく、日本企業の企業活動の多様化、グローバル化に対処できるよう、必要な投資を行ってゆかねば、生き残りには成功出来ない。日本の5大監査法人の従業員合計が6千人であるのに対し、米国の5大事務所の従業員合計は84千人に達するという。国情の差を割り引きするとしても、その隔たりは大きすぎる。監査法人は、日本企業の更なる発展に役立つ事務所にならなくてはならぬ。

そうあるためには、どのような方策が考えられるべきか。監査法人に与えられた課題は大きい。

注・筆者は太田昭和監査法人代表社員。

① AA (Arthur Andersen)

躍動している事務所、積極的なイメージのため皆に恐れられている。高い品質のサービスを提供し、高い報酬を得ることに重点を置いている。金融関連産業のコンサルティングでは、高い評判を得ている。コンピューターに関連するコンサルティングが強く、また全世界的な独自の訓練機能を持っている。米国では1位であり、最近の東南アジアにおけるSGVとの合併は強大な世界的ネットワークを増加した。最近は主として米国における訴訟問題に悩まされているが、誰もA.A.の存続に疑いをもつものはない。

② AY (Arthur Young)

big 8の内では最も低いプロフィール。特に目立つ特徴はない。ハイテク産業では或る程度知られている。最近バンカーズ・トラストの契約を獲得したのに拘らず、金融関連業界では良く知られていない。ほど良い国際組織を持つ、カナダ、スコットランド、ヨーロッパの一部で強い。新機軸を展開するより、地方の事務所との提携に力を入れている。合併又は分裂が容易な事務所として広く知られている。

③ CL (Coopers & Lybrand)

全ての業務に通じている良い法人である。多国籍間を網羅する強力なコンサルティング業務を行っている。英国における著しい業務の多様化は他の会計事務所より非難をあびている。多くの確実優良会社を顧客に有している。金融財務に関連するサービスを行っており高い評価を受けている。米国における活動は派手ではなく、強いアングロアメリカンのイメージを持つ。良い国際組織を持つが全世界的戦略に欠けている。

④ DHS (Deloitte Haskins & Sells)

改良中の人、P.W.との合併失敗の回復に努力中、多くの優良会者を持ち、金融財務にも強い。米国

よりも英国で知名度が高い。つぎはぎだらけの国際組織。⑥日本進出は早く、PW、PMMとともに三社でADR業務を独占した。三菱商事、三井物産、日産自動車、小松製作所、関西電力などを手掛けた。しかしADR業務以上のものとならず、また日本の他の監査法人との関係も中途半端に終わっている。

⑤ EW (Ernst & Whinney)

中級の水準、監査には強いが米国を除いてコンサルティングに弱い。銀行監査では知名度が高い。英国の事務所は深い眠りより目をさました。最近、カナダ、日本で併合が行われ国際的な組織が強化されたがヨーロッパで弱いことは明白である。

⑥ KPMG (Klynveld Peat Marwick Goerdeler)

広く知られており、高い名声があり、会計実務理論に強く、多くの確実優良会社を顧客に持つ。銀行監査分野では非常に強い。コンサルティング分野は弱い。管理組織及び収益性の問題は改善中。良い国際組織を持っており、KMGとの合併により増強されるであろう。一大成功している事務所一

⑦ PW (Price Waterhouse)

優秀な大企業を監査の顧客に持ち最も知名度の高い事務所である。DHSとの合併の失敗による痛みは容易に解消した。伝統的に監査に強いが優れた管理者の下にコンサルティング部門も急速に成長している。金融、財務関連のサービスにおいても強い。米国においては5位ではあるが、非常に良い国際組織を持っている。

⑧ TR (Touche Ross)

小さいでただが革新的でダイナミック、良好な経営者を持つが、ややカーボイのイメージがある。コンサルティングに力を入れているが、上位4位のような優良顧客は有していない。金融関連業界への関与は少ない。良好な国際組織。広く合併を行う事務所としてうわさがある。注目を要する事務所である。

大手監査法人の証取監査業務

— 証取法監査の監査業務の現況 —



昭45経済卒 中瀬 治 通

大手監査法人（5法人）は、約3,000人の公認会計士及び会計士補を有し、約1,800社の証取監査業務を行っている。

I. 監査チーム

証取法監査は、クライアントごとに編成された監査チームにより組織的に実施されている。

この監査チームは、関与社員、主査およびその他の監査補助者により編成されている。

関与社員は、監査責任者として、監査チームを統括し、監査計画の作成、監査調書の査閲、監査意規の形成等の職務を行っている。

主査は、関与社員の指示をうけ、監査チームを掌握して、監査の現場作業を指揮し、監査実施状況を関与社員に報告する等の職務を行っている。

監査補助者は、主査の指示をうけて監査手続を実施し、実施した監査手続と所見とを監査調書に記載して主査に報告している。

II. 監査計画

関与社員は、監査総時間数、監査チーム編成、往査事業場の選定方法、監査の重点項目等を明示して、主査に年度別監査計画表の作成を主査に指示する。

主査はその指示をうけて、往査事業場名、往査目的、往査期間、監査従事者名、監査従事者別時

この年度別監査計画表を基礎として、主査は往
間数等を示した年度別監査計画表を作成し、関与
社員の承認をうけている。

査事業場ごとに、監査従事者別の往査日程、監査
項目の分担、留意点等を示した往査予定表を作成
するとともに、監査項目分担表を作成し、その他
の監査補助者に指示する。

Ⅲ. 監査手続

主査は、往査の実施に先立ち、監査項目ごとに
監査手続書を作成し、関与社員の承認をうけると
ともに、その他の監査補助者に指示する。

このクライアント別監査手続書は概ね、全社お
よび本社往査用、工場往査用、支店往査用、連結
財務諸表全体用、子会社・関係会社往査用等で構
成されている。

Ⅳ. 監査調書

監査手続書に従い実施された監査手続は監査調
書として記録される。この監査調書は、関与社員
および主査によって適時に査閲されている。

Ⅴ. 監査意見の形成及び審議

関与社員は各監査調書を基礎として監査チーム
としての監査意見を形成するとともに、法人所定
の審議手続に従いその監査意見の承認をうける。

以上が私どもの法人の実施している証取法監査
業務の現況である。

審議手続に若干の差があると思われるが、他法
人も上記とほぼ同様の業務であろうと思われる。

監査法人が認可されて既に20年以上が経過した
現状において組織的監査をより充実発展させてい
くことこそが、私ども大手監査法人に課せられた
責務であると思われる。

注・筆者は中央新光監査法人代表社員

追・日本の監査法人は、大小併せて、全国で102
社。監査法人内の社員及び使用人である公認
会計士の総数は3,826名。

編集後記

◇平成元年の日本公認会計士協会役員改選の結果、
本部常務理事に広田潤(31経)森重榮(34経)佐成豊
彦(34経)中嶋敬雄(35経)住田光生(37経)の5氏。
理事に國分紀一(37商)井堂信純(41商)の2氏。
東京会は副会長の西野清(22経)に加え常任幹事に
向山清志(26経)長田信一(47経)奥津勉(47経)遠藤
七三(9商)の4氏。同幹事に横山友義(11経)浅田
弘(27経)乙益文隆(45商)の3氏。台東会長に小出
将恵(39商)。兵庫会副会長に井堂信純兼任。

◇平成元年1月20日の公認会計士三田会の総会で
世話人に西野清(22経)西谷誠一(25経)宇野皓三
(30経)森重榮(34経)中嶋敬雄(35経)松原章隆(39
経)向山清志(26経)佐成豊彦(34経)吉田弘保(31経)
住田光生(37経)乗田紘一(38経)青木雄二(42経)野
田晃子(36法)虫明孝義(36法)新海和夫(30経)丸山
邦彦(42経)加藤晶春(49経)佐藤良二(44経)高橋宏
(46経)井堂信純(41商)の再任に加え、徳江陞(35経)
本多潤一(45商)吉島一良(46経)塚原雅人(46経)長
田信一(47経)高木勇三(49経)を新たに選任。

(世話人会26名で構成)

監事に広田潤(31経)中瀬治通(45経)の2氏。
相談役に藤井博(13経)中村忠(18経)中瀬宏通(22
経)村山徳五郎(30経)の4氏を夫々再選。

◇公認会計士三田会会報第14号は平成2年1月11
日総会(早慶合同新年会・三田山上学食で開催)
で配布。会計士補受験者のため行う公認会計士制
度説明会(4月上旬)を日吉で開催する際に参加
塾生(約1,000名)へも配布予定

◇本14号は総会配布を目標にその取纏めに当た
るので、執筆者各位に年末を控えながら大変ご協力
を賜った。特に橋本龍太郎大蔵大臣には、国会開
会中の多忙にも拘らず、ご寄稿賜ったこと誠に有
難く、茲に紙上より厚く御礼申し上げたい。

(後記・西野 清)

危ない会社の見分け方について

— 企業の経常収支分析の重要性 —

昭28経済卒 和井内 清

I. 資金は企業の血液

資金は企業の血液である。この血液の循環がストップすると、他の部門においていかなる活動が行なわれていようとも、企業の生命はそこで終らざるを得ないのである。



私が機械メーカーにつとめていた昭和30年代はわが国経済全体が金詰まりの時代で、どこの会社でも経理、財務の責任者は資金繰りに知恵を絞っていた。「勘定合って銭足らず」という言葉がはやったのもこの当時である。

金繰りの苦労は相当に神経をすり減らす。経理課長の私には、このほかに税金の苦労もあった。成長ざかりの企業のこと、支店、工場等で税務上のウツカリミスも少なくなかったので、国税調査の折にはずいぶん絞られたものだ。金繰りが苦しいと毎月末の支払日に小切手が過振出となる。これを「カブる」という。つまり会社の銀行勘定帖残高は赤字になるが、小切手が交換にまわるまでの1日乃至2日の間に資金を調達し、銀行の口座を絶対にマイナスにしなければよい。まさに綱渡り的な資金繰りである。

当時、銀行から指摘されたのは「あなたの会社は財務構成が健全である。だから資金繰りが苦しいのはおかしい。」ということだ。たしかに私の

会社は流動比率150%以上、当座比率100%以上自己資本比率30%以上で、これだけを見れば優良企業である。しかし会社は急成長を遂げており、売上高は年率にして20%~30%の伸びである。このため設備投資は勿論、在庫投資、企業間信用の供与などが先行する。だが、これによる資金不足を材料仕入先や外注先にしわよせするには限界がある。だから資金繰りは超繁忙となるが、バランスシートではこれが表われてこない。

私は国弘貴人先生に直接教を請うこととし、先生が主催する研究会へ参加した。

II. 動態的流動性と経常収支比率

昭和30年代の半ば頃であったと思うが、国弘先生は資金移動表を発表され、その中で経常収支の重要性を指摘された。

これまでの企業の支払能力つまり流動性はバランスシートという一時点のストックからみる静態的流動性であったが、国弘先生の教えられるところは一期間のフローで捉える動態的流動性である。

このような経常分析の考え方は、まさに画期的であり、経常収支の把握、分析によりはじめて「勘定合って銭足らず」の原因説明が可能となった。

企業の収入と支出は、経常損益を基準にするとつぎのように経常収支と経常外収支に大別することができる。

① 経常収支（経常損益に直接関係のある収支）

収入……収益の収入、したがって売上収入ないし営業収入と営業外の収入。

支出……費用の支払、したがって材料代支払、人件費支払、その他諸費用の支払など。

② 経常外収支（経常損益に直接関係のない収支）

収入……収益の収入以外の一切の収入、したがって、借入・増資による収入（財務的

収入), 固定資産の売却収入など。

支出……費用の支払以外の一切の支出, したがって税金・配当・役員賞与の支払(決算関係の支出), 借入金の返済(財務的支出), 設備代金の支払など。

このうち, 経常収支は本来の企業活動による収支であるから, 収支のうちでも最も基本的で重要な収支である。この経常収入と経常支出を対比したのが経常収支比率で, 原則として100%以上でなければならないとされる。

Ⅲ. 経営破綻の予防

主な倒産企業の流動比率と経常収支比率を対比するとつぎのようである。(いずれも倒産直前期公表決算の数字にもとづく)

	日本熱学 (48/12)	興人 (49/10)	不二サッシ (52/3)	大沢商会 (57/12)	リッカー (59/3)
流動比率	118.6%	141.1%	112.4%	97.3%	103.7%
経常収支比	97.8%	88.9%	96.8%	(*95.4%) 101.1%	86.2%

* 買掛債務支払期間を前期に同じと仮定した場合の比率

この実例からみても, 経常収支の分析なくしては, 資金ショートの前兆が不可能であることがよくわかるのである。

新しい分析指標である経常収支比率は, やがて実務界に受け入れられるところとなり, T K C 経営指標, 日経 N E E D S, 日銀主要企業経営分析などに取り入れられていった。

今日の金余り現象は, 一見して企業における資金管理を不要のごとくみせているが, そうではない。予防医学と同じく, 経営破綻を未然に防ぐ上からも, 経常収支分析により本来の企業活動から資金が得られているかどうかをみることは, 監査においても重要なチェックポイントといえよう。

注・筆者はセンチュリー監査法人代表社員

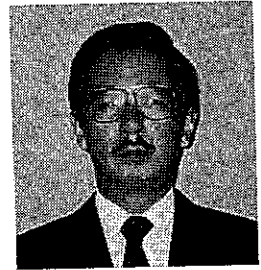
西ドイツの監査制度の新局面

— 職業会計人と E C 92年情報 —

昭45商学卒 本 多 潤 一

①ヨーロッパ共同体の市場統合が E C 92年としてマスコミで賑々しく報道され始めてから2年近く経ちました。

日本企業の西ドイツへの進出や M & A も着



実に増えています。私も仕事柄, 西ドイツへ進出する企業のコンサルティングに加わったり, 持ち込まれる西ドイツ企業の分厚い長文式監査報告書について, 両国の相異を念頭に置きながら精読して, 行間に滲む西ドイツの経済監査士の筆致に同じ職業会計人としての理解や共感, 時には疑問を覚えたりする機会も多くなってきました。

②1982年, 私がケルン大学の経営経済学部在籍していた当時, ゼミナリストの Diplon (日本の修士に相当) 論文は, 1985年に成立することになる財務諸表指針法の法案と E C 第4号指令の比較, 又は西ドイツの1965年株式法の計算規定との関連をテーマにしたものがほとんどでした。

財務諸表指針法は, E C 理事会が加盟国に指令した第4号指令: 資本金の年度決算書(1978年), 第7号指令: 連結決算書(1983年), 第8号指令: 計算書類等の法定監査を委嘱される人物の許認可(1984年)に従って, 西ドイツが関連する多くの国内法を一括して改正した法律です。

E C 加盟国が経済的共同体として人・物・資本の移動を活性化させるためには, 各国の資金的有

限責任会社の規模について共通の基準を定め、その基準を超える会社には共通の会計原則と表示方法に従った個別及び連絡財務諸表を作成するように各国の法律を改正させ、更に、一定の資質を備えた外部監査人による監査を受けてからこれらを公表させるようにする必要があったわけです。

③このような統合の準備を目指しながらも、各国とも民族・言語をはじめ資本主義の発達の仕方は異なります。社会体制の下部構造である経済活動そのものの市場統一は比較的容易くとも、通貨・租税制度・会社法など各国の主権にかかわる中上部構造まで十把一絡げにしてEC92年統合として同列に論じることではできません。EC理事会は上記のEC指令の内容について当初より統一をあきらめて調和を標榜しており、選択肢を設けてます。

④西ドイツは日本より古くから経済監査士（公認会計士）と税理士という2種類の職業会計人を定めてきてますが、EC指令による国内法の改正で拡大された法定監査義務会社の監査にあたり、第2の職業監査人：宣誓帳簿監査士制度を採り入れました。否、採り入れざるを得なかったと言うべきでしょう。但し、日本の今後の商法改正に西ドイツの結果を単純に適用すべきではなく、西ドイツがこのような打開策を採らざるを得なかった経緯と監査風土を理解して、日本と比較するならば日本は会計調査人制度を採るべきではないという結論に至ります。詳しくは、JICPA Fel. 79 88年を参照していただきたいと思います。

最大の理由は、西ドイツでは既に百年以上前から監査が企業家の間で互いの利益の平等を期する手段として自生し、現在でも法定監査の必要のない中規模の企業で、税務経理に関与している税理士等に「ある種の任意監査らしきもの」を依頼す

る慣行があるという点です。

⑤財務諸表指針法の成案に当たり、立法当局は以下のように起案しました。即ち、経済監査士は年度決算書の監査のために作られた職業である。法定監査義務の生じる大・中規模の有限会社に関与している税理士等については、その既得権を認め改正される経済監査士法に定める規定により特例試験の受験資格を付与し、経済監査士となる経過規定を設ける。

これに対して経済監査士側は、企業の当事者間にしか効力を有しないとはいえ、任意監査らしきものを行ってきた税理士の慣行を無視することはできない。-職業-職業人を堅持するためには経過措置としての特例試験も仕方ないとなりました。

一方、税理士側は、ある種の任意監査は既に制度としての任意監査として実績のあるものであり経済監査士と同様、税理士全体に職業域として監査権を付与すべきであるという主張でした。

⑥この結果、1985年の暮、財務諸表指針法の立法期限ぎりぎりに第二次大戦後停止されてきた宣誓帳簿監査士制度を中規模有限責任会社についてだけの職業監査人として復活させ、その受験資格は税理士と弁護士だけとすることにしました。EC92年の前提となる3つのEC指令は、その加盟国である西ドイツでも様々な葛藤を生み、これは制度会計にも及んでます。

ヨーロッパでは既にEC92をEC93以後と呼び換えており、息の永い世紀末から21世紀へのうねりとなっています。最近ではドイツ統一という予測もできなかった最上部の政治的うねりが加わり、EC統合の度合となる徴税権を含む各国の主権が統一と調和と妥協の狭間に揺れていると言えます。

注・筆者はサンワ・等松青木監査法人社員

公認会計士の税務業務体験談

— 公認会計士税務業務の重要性 —

昭46経済卒 吉 島 一 良

①私は、昭和46年3月経済学部を卒業し、父が公認会計士・税理士の事務所を開業しているので、私もその道に進み、28才の時に公認会計士の資格を取得し



た。会計士補の期間も含め7年間、監査法人太田哲三事務所（現太田・昭和監査法人）のお世話になった。公認会計士二次試験に税法の科目はなく、三次試験に法人税が出てくる位で、またその点数配分も低く、公認会計士の資格を取得した時点では勿論法人税申告書も書けず、法人税以外の税法の知識は極めて乏しかったのが実状である。

しかし、公認会計士に合格して間もなくするといくつかの商法監査会社の主任を任せられ、監査法人の内部の審理委員会に提出する資料に、法人税申告書の主要部分を記載せねばならず、また監査会社からも、申告書作成過程において質問を受けることもあり、否応なしに法人税法を勉強しなければならなくなった。

②そうこうしている内に、私も30才になり、結婚もしたし、父の要請もあり、監査法人を退所し、父の会計事務所へ戻ることとなった。

当初は、税務の仕事よりも、やはり全国各地を飛び回る監査に未練があり、監査法人の協力者として残り、週のうち一、二日は監査に出掛けた。しかし、父の会計事務所は、私が生まれる前か

ら開設されており、田舎にしては大きい会計事務所の方で、所員も20人以上いた。

人数が多ければ、仕事は楽と思われたが、いまだ拡大過程にあったのか、仕事の量は、日々増えていく感じで、監査の手伝いをしながら自分の会計事務所もうまくやっということは不可能に近かった。

いざ実務をやってみると、勿論法人税だけではだめで、所得税、相続税、贈与税のみならず、印紙税等かなり範囲が広く、最初は苦勞したが、見よう見まねでどうにか覚えていった。

監査の時は、相手のミスを探しだして注意していたが、改めて作る立場になって、作る方の立場がこんなに変なものかが自分自身で経験して始めて分かった。また、知識が部分的では、きちんとしたものはまず出来ず、しっかり把握していないと、どこかでボロが出てしまうので、最初のうちは、幾つかのミスを犯してしまった。

③たとえば、ノーハウの設定契約に際して支出した一時金は5年で償却していくのに、一時の損金として処理してしまったり、医療法人が共同的施設へ3百万円寄付した時、税務上は繰延資産として処理しなければならない所を、「寄付金」で処理してしまったりした。

前者の場合、その後間違った事が分かった後、いつ税務署が来るかと心配であったが、幸い7年を経過し時効となった。

一方後者は、税務調査があり、修正する羽目になった。

それ以外にもミスはあったものの、私の会計事務所にも、内部牽制制度があり、申告書は自分だけに頼らず、別に決算ならびに申告書のチェック担当者がおり、このところ大きなミスはない。

④最近は、所得税の計算も法人税の申告書もコンピュータを活用しており、益々計算ミスはなくなった。そしてその長い積み重ねが、地元の税務署の信頼を得ており、調査にきても、「吉島さんの会計事務所は、きちんとしているから」と言って貰える。また、ここ2,3年は、顧問先で優良法人に推薦されるケースが多くなったが、そもそも優良法人になる様な法人は規模も大きく、最低3年毎に調査があるが、優良法人になれば、5年に一回ということ、会計事務所としても調査に立ち会う機会が減り、余計な気を揉む必要がなくなり、助かっている。

⑤ここ数年税務にも慣れ、余裕も出来、監査法人時代の友人とともに証取監査を一社始めたが、彼は監査のエキスパートであり、経験もあるので、そちらは任せて、私の方はどちらかといえば、会社の税務問題担当ということで、責任持って仕事を分担しており、会社の評判も良く、極めて順調に行っている。

⑥私の拙い経験からしても、中小企業の会計は、99%税法に準拠したもので、また、監査の対象となる大企業も、基本的には、引当金にしても、償却年数についても税法をベースにしている。

税法を活用した会計処理が節税につながり、すぐお金の問題にはね返ってくる。

我々もそのことを踏まえ、税法を理解した上で、会計理論上本来の公認会計士の立場を取るならば相手に対しても大いに説得力が出てくるのではないだろうか。私自身これからも、税法は詳しいがそれだけにとられず、ひろく会計をみていける公認会計士になることを願っている。40才、まだまだ勉強していかなければならない。

注・日本公認会計士協会東京会厚生部常任幹事

“オフバランス会計”について

—先物取引の損益認識の時点—

昭46商学卒 石川 誠

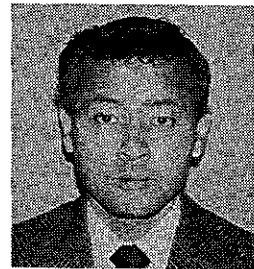
現在の潮流として「オフバランス会計」が話題にのぼっている。

この「オフバランス」とは、まさしく貸借対照表にあらわれない状態をいい、それは即ち、「貸借対照表」の外で流れる取引がある状態といえる。

昨今、我々公認会計士として監査業務につく限り、「オフバランス取引」に遭遇しないことはないだろう。一番ポピュラーなものに「リース」があげられる。他に「先物取引」、或いは、元本が表示されてこない「金利スワップ取引」などがあげられる。」

所で、この様な「オフバランス取引」が流行している背景には、経済の益々の高度化、進化に伴ない、個々の企業の利潤行動が、単なる物の売買だけで利益を生み出す時代から、本業で利益を生み出せないなら、営業外収支で、所謂「財テク」により利益を生み出すような“知恵”により利益を生み出す時代になってきているからであろう。

この資本主義経済体制下では、需給バランスの崩れによる不況が常に背中合わせにあり、特に企業の国際化、グローバル化により、その規模拡大と共に、リスクの増大を余儀なくされている現状である。とすると、そのリスクをヘッジする為にも、その手段として「先物取引」を利用する場合



があるのである。

しかし、このリスクヘッジとして利用したはずの「先物取引」も利用の仕方によっては、企業を危機におとし入れる。過去あった例として「タテホ事件」が記憶に新しい。

その利用の仕方によって危機に陥れるのは、単なるリスクヘッジ目的を逸脱して投機的行動に走った場合である。

従って、この様に企業を危機に陥れるかもしれない「オフバランス取引」への対処として三つのポイントがあげられる。

その①は、企業の内部で「オフバランス取引」のポジションを管理する体制をもつこと。

その②は、それを開示することで、企業外部から、企業行動をチェックできる体制をつくることである。

そして、その開示への保証監視役として会計監査人たる公認会計士の役割が更に重要となろう。

現代の社会環境の進展のテンポは速く、それに合わせて、会計がやっと追いついていっているのが現状ではなかろうか。

前述の、二番目のポイントとしてあげた開示については、商法計算書類規制の昭和63年6月20日の改正により、リース取引が重要な場合、開示するよう求められたことや、また、昭和60年10月8日付で公表された「債券先物取引の会計処理」により、「債券先物取引契約残高のうちヘッジ取引以外のものがある場合に、当該契約に関し期末日現在において計算上損失があり、かつ、その金額が重要であるときは、契約がある旨及び当該契約残高を注記する。」ということになっている。

この二つが、研究報告という形以外のものとして「オフバランス取引」へ具体的に対処されたものにすぎず、現段階としては「オフバランス取引」を包括的・体系的に網羅されたわけではない。

そこで、あらためて企業会計原則の「明瞭性の原則」即ち「企業会計は、財務諸表によって、利

害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」という原点に立ち戻って考えることになるろう。

一番頭を悩ませるのは、「オフバランス取引」の損益の認識をどの時点で行ない測定していくかということになるろう。伝統的に、実現主義の延長で、確定ベースで損益を認識していくか、或いは実現主義の拡大の概念で、損益を発生ベースで取りこんでいくのか、大きな問題を提起し論議をよぶのではないかと想像する。

この問題にあたって、我々会計実務の中にあり、現実に「確定決算」という言葉に聞き慣れているが、この「確定」の意味には、利益がこの会計期間の中で確定したという意味があるはずであるにも拘らず、現実の取引には、二会計期間以上にまたがってみないと本来の損益は確定しない取引が入りこんできている。

例えば「先物取引」と「現物市場取引」をリンクさせて取引をしている場合には一企業の採算の中には、個別にひもつけているか、或いは、包括的にひもつけているかの違いはあるにしても、「現物市場取引」ででた損益は確定しても「先物取引」とリンクさせているときには、それは本来の確定した損益ではない。

この様な考え方を突きつめて考えると、企業を清算してみても始めて損益が確定するということになるわけで、これでは現実的会計への対処といえないだろう。

よって、①・実現主義の拡大の概念で、損益を発生ベースで“保守的”に取りこんでいくやり方か、或いは、②・従来の伝統的な実現主義で損益を認識させながら、「オフバランス」での含み損益を測定できるように、注記方式で開示させていくやり方か、そのどちらかとなるのではないかと考える。

注・筆者は朝日新和監査法人勤務

公認会計士三田会の有資格者の現況 (平成元年10月末現在)

昭22経済卒 西野 清



I 公認会計士・会計士補の全国版・現況

(1) 公認会計士・有資格者数 (1. 10. 31)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	7,723	477	7,246
② 特別試験	1,042	476	566
③ 特例試験	1,204	391	813
合計	9,969	1,344	8,625

(2) 会計士補・有資格者数

① 2次試験合格者総数	10,451
② 2次→3次合格者外	7,997
③ 2次試験合格者現在数	2,454

(3) 日本公認会計士協会・登録者数

① 公認会計士・有資格者総数	9,969
死去・未登録者数等(-)	1,494
公認会計士・登録者現在数	8,475
② 会計士補・有資格者現在数	2,454
死去・未登録者数等(-)	176
会計士補・登録者現在数	2,278
(内)協会入会・準会員数	2,093
③ 監査法人・登録現在数	102
監査法人・公認会計士数	3,826

II 慶應義塾出身者数・増加推移の現況

(1) 慶應義塾出身・協会会員、準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身数	%
・公認会計士 会員数	8,475	840	9.9%
・会計士補 準会員数	2,093	347	16.6%
合計	10,568	1,187	11.2%

(2) 慶應義塾出身者数・増加の新記録続行

①平成元年度において、公認会計士は別表の如く新たに52名(63年度は55名)が合格。また会

計士補は新たに108名(昨年は68数)が合格。

②公認会計士登録の総累計は877名に達し、会計士補の登録数の361名を加算すると、両者の登録記録数は1,238名で、1,200の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士37名、会計士補14名。

・上記により現存の公認会計士は840名。会計士補347名。合計数で1,187名が登録されている。

③平成元年度、第二次試験合格者数の108名(別表Ⅶ)の内、86名が登録して準会員。未登録の22名を加え108名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、Ⅴの表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の有名大学を抑え、群を抜きその増加数で引続き15年連続トップの座を独占し続けている。

この公認会計士第二次試験合格者数におけるその増加数の15年間連続首位の記録を不滅のものとして維持し続け、次の世代に引き継ぐべく、今後共力を併せ努力してみたい。

④上記期間内の死亡等・登録抹消会員8名。

公認会計士……中村惇(2447)、大庭賢(6名) (4935)、山内清喜(5743) 原敬(5946)、渡辺俊夫(7362)、高橋佳晴(8222)
会計士補……遠藤武秀(7006) (2名) 有岡秀弥(3398)

Ⅲ 慶應義塾出身・公認会計士数・年次別一覧表

種別 年次	公 認 会 計 士			会 計 士 補			合 計 数		
	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比
52 / 8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53 / 12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54 / 9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55 / 6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56 / 10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57 / 10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58 / 10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59 / 10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60 / 10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61 / 10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62 / 10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63 / 10月	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1 / 10月	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%

注・1/10月末現在、本表の外に、22名の会計士補有資格者がいます

Ⅳ 慶大出身・公認会計士・平成元年度登録・新人 52 名一覧表 (自 昭和63.11・至 平成1.10)

氏 名	卒年度	登録番号	氏 名	卒年度	登録番号	氏 名	卒年度	登録番号
①平田 卓	56経	9664	⑩吉野 保則	51経	9771	⑳小笠原 優	54経	9870
②佐々木邦明	33経	9671	⑪森 卓也	60経	9777	㉑達山 典志	60商	9880
③相場 俊夫	60商	9673	⑫鶴戸口邦子	48法	9779	㉒山田 良平	61法	9890
④鈴木 昌也	55商	9675	⑬内山隆太郎	62経	9788	㉓宮川新一郎	61商	9898
⑤大村 茂	60経	9677	⑭小野 純司	58商	9794	㉔宮島 義忠	37経	9899
⑥深井 忠	58経	9682	⑮佐野 晃一	62商	9797	㉕木村 幸博	57商	9901
⑦清水 久貴	61商	9684	⑯宮村 和哉	56商	9798	㉖岸 照雄	49経	9911
⑧黒田 浩司	61商	9686	⑰山口 玲子	61経	9801	㉗大木 富和	57商	9915
⑨林 達郎	59経	9688	⑱藤井美知雄	59商	9802	㉘櫻田 修一	60商	9927
⑩久保田浩文	58政	9709	⑲稲嶺 清孝	55経	9804	㉙向川 政序	59商	9935
⑪久松 但	58商	9725	⑳海野 隆善	61商	9812	㉚中村 敏	48経	9936
⑫田島 真澄	60経	9733	㉑立野 晴朗	62理	9813	㉛増田 豊	60商	9960
⑬三浦 伸子	61経	9734	㉒石黒 徹	59商	9818	㉜下村 久幸	57商	9963
⑭門傳 基博	55法	9744	㉓伊藤 利博	60商	9821	㉝坂田 純孝	55経	9983
⑮山田 和民	52経	9750	㉔桑田 隆之	59商	9835	㉞稲田 正司	59院	9695
⑯二反田友次	58法	9757	㉕壁谷 恵嗣	57経	9840	㉟園田 智昭	1院	9973
⑰栄藤 利之	57経	9760	㉖志村さやか	59商	9844			
⑱山田 有人	61経	9768	㉗荒川 栄一	62経	9847			
						(計)		52名

V 第二次試験合格者・出身校別・実務補修所入所数等一覧表（慶大15年間連続首位達成）

年次 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注) 平成元年度実績 ・ 創価大12、 神戸大17、 関西学院大16、 同志社大16、 大阪大15、 京都大12、 大12、 大10、 大8、 大10、 大16、 大8、 大15、 大8
① 昭和48年度	慶大 42	早大 30	明大 18	中大 16	一橋 11	東大 9	日大 8	法大 5	横浜 2	立大 1	
② 昭和49年度	中大 65	慶大 61	早大 42	明大 25	東大 10	一橋 8	横浜 8	法大 7	立大 5	—	
③ 昭和50年度	慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	—	—	
④ 昭和51年度	慶大 50	早大 44	中大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横浜 6	立大 6	東大 5	
⑤ 昭和52年度	慶大 45	早大 44	明大 30	中大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横浜 5	
⑥ 昭和53年度	慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横浜 5	立大 3	日大 2	
⑦ 昭和54年度	慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横浜 5	立大 5	日大 5	
⑧ 昭和55年度	慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横浜 8	法大 5	東大 3	立大 3	—	
⑨ 昭和56年度	慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横浜 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2	
⑩ 昭和57年度	慶大 26	早大 18	明大 16	横浜 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1	
⑪ 昭和58年度	慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横浜 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2	
⑫ 昭和59年度	慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横浜 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3	
⑬ 昭和60年度	慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法大 12	横浜 10	日大 9	東大 9	立大 2	
⑭ 昭和61年度	慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横浜 12	東大 14	法大 13	日大 14	立大 4	
⑮ 昭和62年度	慶大 68	早大 49	中大 36	明大 27	一橋 15	横浜 15	東大 13	法大 7	日大 7	立大 5	
⑯ 昭和63年度	慶大 68	早大 45	中大 38	明大 23	一橋 18	東大 13	法大 13	横浜 10	日大 6	立大 2	
⑰ 平成元年度	慶大 108	早大 67	中大 35	明大 35	東大 26	一橋 18	法大 12	立大 12	日大 11	横浜 9	
(計)	慶大 840	早大 614	中大 517	明大 361	一橋 187	東大 151	横浜 136	法大 129	日大 95	立大 68	

VI 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表（登録総数 877 名・抹消 37 名・現在数 840 名）

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1~500	13	6	7	3501~4000	8	2	87	7001~7500	72	2	456
501~1000	10	4	13	4001~4500	29	1	115	7501~8000	70	1	525
1001~1500	14	1	26	4501~5000	34	2	147	8001~8500	68	1	592
1501~2000	14	1	39	5001~5500	54	3	198	8501~9000	86	1	677
2001~2500	18	4	53	5501~6000	61	2	257	9001~9500	78	0	755
2501~3000	20	2	71	6001~6500	70	1	326	9501~9983	85	0	840
3001~3500	12	2	81	6501~7000	61	1	386	計	877	37	840

Ⅶ 慶大出身・平成元年度・会計士補有資格者・新人 108 名一覧表（・印は在校生）

氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号
①加藤 達也	61商	9044	③⑧須賀 啓樹	57経	9228	⑤⑤宮野尾幸裕	62院	9400
②轟 速人	60院	9047	③⑨宗雪 賢二	1 経	9261	⑥⑥木村 立思	1 商	9421
③吉田 慶太	1 経	9050	④⑩新居 伸浩	63商	9262	⑦⑦登 三樹夫	60商	9423
④田島 英幸	62商	9068	④⑪秋山 信愛	・2 商	9264	⑧⑧日野原克己	60商	9424
⑤三ツ石直史	61商	9070	④⑫角ヶ谷典幸	1 経	9267	⑨⑨宗像雄一郎	58経	9442
⑥一杉 和弘	54経	9077	④⑬鳥羽 史郎	1 法	9275	⑩⑩松戸 稔	61商	9451
⑦今西 恭子	1 商	9097	④⑭深沢 烈光	60商	9280	⑪⑪岩倉 永一	62法	9454
⑧小林 大造	62経	9099	④⑮平野 巖	62経	9287	⑫⑫福原 三成	60経	9463
⑨寺尾 肇	59経	9103	④⑯藤原 哲	1 経	9292	⑬⑬坂本 恒夫	1 経	9467
⑩金井 正義	63経	9114	④⑰浅野 昌孝	62経	9293	⑭⑭山田 徳昭	3 院	9471
⑪山下 康彦	1 法	9122	④⑱村島 和聡	1 経	9294	⑮⑮小林 俊彦	63経	9472
⑫木下 均	63経	9125	④⑲上倉 要介	62商	9296	⑯⑯内藤 信夫	1 経	9475
⑬佐藤 晶	63商	9126	⑤⑰越田 勝	1 経	9297	⑰⑰安藤 康子	・2 商	未登録
⑭神山 宗武	63経	9127	⑤⑱石橋 孝次	63商	9302	⑱⑱小俣 光文	63商	"
⑮藤井 義博	57商	9133	⑤⑲堀江 明弘	57商	9305	⑲⑲岡崎 正憲	48経	"
⑯高田 正昭	57経	9138	⑤⑳石村 満彦	1 商	9308	⑳⑲小沢 陽一	57経	"
⑰廣瀬 直人	63商	9142	⑤㉑福島 立子	63政	9311	㉑⑲香川 昭広	59経	"
⑱浅川 昭久	1 商	9144	⑤㉒小松 由和	1 経	9314	㉒⑲川島 俊之	・2 経	"
⑲米戸 昌子	・3 経	9148	⑤㉓伊藤 俊哉	61商	9316	㉓⑲久保 康	・3 経	"
⑳杉本 佳彦	63商	9154	⑥⑰中村 和臣	60経	9322	㉔⑲笹村 正彦	1 商	"
㉑小森谷 豊	・2 理	9161	⑥⑱松本 学	63商	9333	㉕⑲竹村 光広	・2 商	"
㉒紅林 優光	63商	9165	⑥㉑永井 和昭	1 商	9335	㉖⑲竹久 敏主	・2 商	"
㉓亀坂安紀子	・2 商	9169	⑥㉒加賀美弘明	63商	9338	㉗⑲塚田 一誠	63商	"
㉔松岡 寿史	・2 経	9170	⑥㉓杉山 光太	60経	9339	㉘⑲中 俊也	・2 経	"
㉕鈴木 裕子	1 商	9174	⑥㉔志賀 慶章	62商	9341	㉙⑲福田 日武	60商	"
㉖吉村 友枝	・2 商	9176	⑥㉕原田 清朗	56経	9349	㉚⑲又辺 崇	・2 院	"
㉗前田 敏男	61経	9181	⑥㉖倉成 磨	1 院	9351	㉛⑲宮島 章	60商	"
㉘後藤 員久	1 経	9182	⑥㉗茂木 哲也	1 経	9352	㉜⑲矢島 泰久	・2 経	"
㉙森 英之	60経	9195	⑥㉘加藤 典利	58経	9354	㉝⑲吉原 尚子	58法	"
㉚内田 祐輔	62経	9196	⑥㉙釘嶋 達郎	1 商	9356	㉞⑲渡瀬 年己	58経	"
㉛鯉淵 信行	57商	9197	⑥㉚出口 真也	62商	9361	㉟⑲和田 太	・2 経	"
㉜大久保洋一郎	62経	9199	⑥㉛安田 昌彦	62商	9362	㊱⑲上瀧雄一郎	57経	"
㉝杉山 浩	63商	9208	⑦⑰藤川 芳己	51経	9382	㊲⑲野田 敬二	58経	"
㉞押越 武彦	58経	9209	⑦⑱星野 究道	61経	9389	㊳⑲阪田 大門	1 法	"
㉟森居 達郎	63経	9211	⑦㉑高東 雅志	60法	9390	(計)	108名	
㊱古賀 利洋	58経	9215	⑦㉒菅田 裕之	62商	9392			
㊲猿渡良太郎	63商	9218	⑦㉓河原 敬子	1 政	9398			

義塾の近況

— 平成元年 —



塾・広報課長 田 辺 久 夫

はじめに

来るべき21世紀が、流動的で不透明かつ変化の激しい社会になるであろうことは、夙に石川塾長の示してきたところである。

そのような時代にあっても、慶應義塾が私学のリーダーとして存在し、有為な人材を社会のさまざまな分野に送り出していくために、研究・教育の面で幾つかのプロジェクトを進めてきたことはこれまでもお伝えしてきたところであるが、愈々その収穫の秋を迎えたので、そのことを中心に今年の義塾を振り返ってみたい。

1. 湘南藤沢キャンパス（SFC）と新学部

湘南藤沢キャンパスに平成2年4月開校を予定している「総合政策学部」（学部長予定者 加藤寛経済学部教授）と「環境情報学部」（同 相磯秀夫理工学部教授）は、本誌が会員のお手元に届く頃には正式認可が降り、学生の募集も始まっていることであろう。

また、施設の建設工事も、順調に進んでいることをご報告したい。

この全く新しい構想で設置される新キャンパスの五つの基本コンセプトを改めて記しておく。

- ①人間と環境の重視
- ②情報と情報処理能力の重視
- ③総合的判断の重視

④グローバルな視座と視野の重視

⑤創造性の重視

また新学部は、カリキュラムの面でも幾つもの新しい試みがなされると共に、最先端のキャンパスネットワークシステムが導入されることになっている。その詳細については、本塾機関誌「三田評論」新年号を是非ご一読願いたい。

2. ニューヨーク学院（高等部）

平成2年9月に開校を予定しているニューヨーク学院（高等部）の地鎮祭が9月6日現地において行われた。主な施設は、管理棟、教室棟、体育館、ホール、寄宿舍からなり、その合計延面積は約15,700㎡（4740坪）で、明年夏に完成の予定である。

また、同学院の初年度の生徒募集は既に終わり、平成元年12月27日には、その第1次の入学試験が行われた。

3. その他のできごと

①課外活動棟の完成

これまで、学生団体、クラブの部室棟として使用されてきた日吉キャンパスの第3校舎が老朽化したため、これを取り壊して新たに課外活動棟の建設が進められていたが、元年3月竣工した。

この課外活動棟は、地上4階地下1階、鉄筋コンクリート造りで、面積4,413㎡（1134坪）、館内には学生団体ルームのほか、空調防音設備を完備した音楽練習室・ホールが設置されるとともに学生健康保険互助組合の事業として、諸設備を有した健康厚生施設も併設されている。

②理工学部創立50年記念式典

本塾理工学部は、その前身である藤原工業大学が創立された昭和14年から数えて元年で50周年を迎えた。これを記念して理工学部では建設事業など各種の記念行事を行ってきたが、その締め括りとして、5月20日に矢上キャンパスの新装成ったばかりの厚生棟で記念式典を挙行了した。

③常任理事の選任

石川塾長を補佐する6名の常任理事が5月29日の評議員会で選任された。

新常任理事と担当は次の通である。

- 柄澤行道 総務・経理担当
- 辻岡 昭 施設・藤沢・ニューヨーク建設担当
- 松本三郎 学務（医・理工を除く大学院・学部・学生）担当
- 植村恭夫 学務（医・理工の大学院・学部・看護短大・病院）担当
- 藤澤益夫 学務（諸学校・研究期間・情報センター・通信教育）担当
- 若林 真 役員会・渉外・国際交流担当

④学部長の改選

本年は学部長の改選期に当たり、9月19日に行われた常務会において新学部長が承認された。

新学部長は次の通り。

- 文学部長 小谷津孝明（重任）
- 経済学部長 鳥居 泰彦（新任）
- 法学部長 堀江 湛（重任）
- 商学部長 佐野 陽子（新任）
- 医学部長 安田健次郎（新任）
- 理工学部長 有賀 一郎（新任）

⑤高村象平元塾長逝去

元塾長の高村象平名誉教授が5月11日に急性心不全のため逝去された。享年83歳。

おわりに

本塾体育会の各部はそれぞれ活躍しているが、とくに、8月27日に埼玉・戸田オリンピックコースで行われたボートの第67回全日本選手権大会において、端艇部がエイトを制し、19年振り10回目の優勝を飾ったのは朗報であった。

協会北部九州会副会長体験談

一副会長2年・会務近況報告一



昭38経済卒 矢野 毅

①平成元年3月期をもちまして北部九州会副会長を1期2年の任期を了えさせて頂きました。就任しました時は会長・副会長（3名）の全てが新任ということで、会の運営も引継の形で始まった訳で、協会本部との関係にも新たなものがあったことが認められます。会長のご指導と多くの先生方のご助言を頂きながらの取組みでした。

②私が所属しております北部九州会は、福岡財務支局の管下で、福岡、佐賀、長崎の3県を区域としており、部会の構成は、会員・準会員数が最多の福岡県に福岡市中心の福岡部会と、北九州市を中心とする北九州・筑豊部会及び南部の久留米市を中心とする筑後部会とがあり、佐賀県、長崎県はそれぞれ1部会として5部会よりなっている。

平成元年10月末現在はこちらの通りです。

部 会	会 員 数	準会員数	合計数
福 岡	154	34	188
北九州・筑豊	28	2	30
筑 後	14	1	15
佐 賀 県	8	0	8
長 崎 県	17	2	19
部 会 計	221	39	260

③地域会の運営で会員の意思を統括し、また本部及び会長の方針を浸透させるためには役員構成が極めて重要なものとなっております。会長は北九州・筑豊部会所属で、副会長2名が福岡部会所属と、筑後部会所属でありました。協会活動の中心は会員密度の高い福岡部会会員が当たることが通例的で、副会長1名は各部会より交互に選出されるのが慣行化されておりました。但し新年度では法人関係より2名、独立会員層より1名、会長推薦者1名という形になっております。これは夫々の地区で活躍の会員の意見を纏め、又地域会活動の活性化を図るための選択であります。

④役員構成は各部会長と、各部会推薦による者(部会の会員数に比例)によって幹事が選任され、監事3名も同様の推薦となっております。何れの地域会でも共通のことで推測されますが、役員会等の開催に当ってはかなりの往復時間を要するので、土曜日の午後か又は協会行事の開催時に併せて行うよう計画されています。

役員会は年間10回程度開催され、そこでとり上げられた事項は、各部会長を通じて各会員に伝達が行われます。また会報も年6回発行で会務の伝達、会員の投稿、会員の消息等が重点としてとり上げられております。

次に委員会については本部の常任委員会に対応し、そのうち地域会活動に重要なものとして紀律、監査業務、税務、経営、業務充実、学校法人、公益法人そして会報委員会が設けられており、各委員長は幹事が就任し、また本部委員会の委員を兼任し、本部の意向及び地域会の方針が活動に生かされる趣旨となっております。

⑤各部会の活動については概ね年に2～3回の会合が持たれ、地域的問題の検討、勉強会、情報の交換及び懇親の機会が持たれています。

地域会としての主要な活動は、先ず新年の賀詞交換会があります。地域の官庁、学会、財界及びわれわれに関係が深い業界、団体等をお招きしてのもので、かなり事前の計画を要しております。

出席者は110名程度うち会員は6割弱で、これが業界活動のPR、そして若い会員も含めて来賓者と懇親ができる唯一の機会です。ただこれには今一つ会員の意欲に問題があるようです。会の行事として実施する場合、最大公約的なものにならざるを得ないし、夫々の部会で必要とする来賓者には地理的に出席が難しく、福岡市を中心とした会合にならざるを得ず、総意の開催に纏まり難い状況です。

⑥次に研究会は、地域会独自の開催として著名人を講師にお招きして実施しております。参加者は会員及び関与先の方ですが、いつも盛会で活発な質疑も行われています。

会員相互の懇親としてゴルフ会は各部会で、実施される外、地域会でも年1回実施されます。これには多数の参加が得られ、年齢差を超えた会員の懇親の機会となっております。

⑦所属会員の業務従事の様子は次の如くです。

業務形態	福岡部会	北九州・部会	筑後部会	佐賀部会	長崎部会	計
監査法人	122	7	3	4	8	144
独立開業	53	23	12	4	11	103
計	175	30	15	8	19	247

⑧都市部では監査法人所属が70%近くを占め、地域会全体でも60%弱となっております。

このような変遷は今後の協会活動に重要な意義をもっているものと思います。協会活動の財政面から見ますと、協会の予算は極めて限られており、勤務会計士の場合、監査法人がバック・アップをしなければ経済的にも、時間的にも、充分な対応を果たし得ないのではないかと、また職員の参加活動にも同様のことがいえると思います。そういう傾向が強まるなかで、独立開業者を含めた協会自体の活動の活性化を図ることが課題であると思われます。

注・筆者はサンワ等松青木監査法人代表者員
(福岡駐在)

参考資料

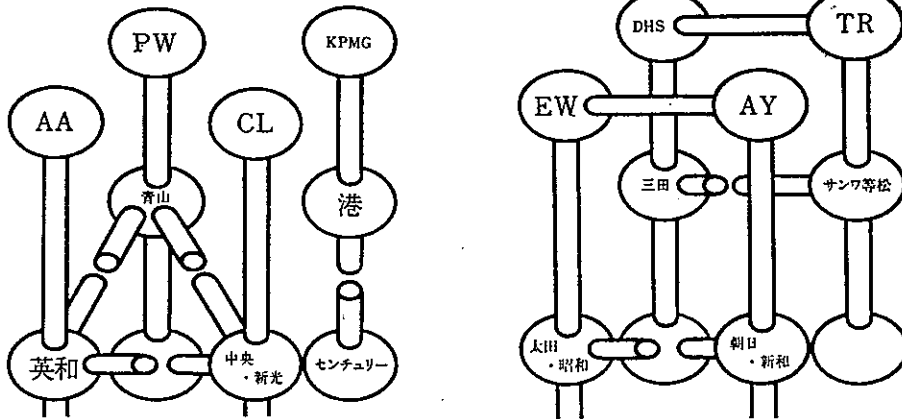
Big 8・Big 6 の資料 (USランク・世界ランク・1988)

① 世界規模の収入順 — 合併前・合併後 —

Big 8 (合併前)				Big 6 (合併後)			
name	世界	US		name	世界	US	
KPMG (Klynveld Peat Marwick Goerdeler)	1	2		KPMG	1	3	
A A (Arthur Andersen)	2	1		A A	5	2	
C L (Coopers & Lybrand)	3	4		C L	4	5	
P W (Price Waterhouse)	4	5		P W	6	6	
E W (Ernst & Whinney)	5	3	→	E Y (Ernst & Young)	2	1	
A Y (Arthur Young)	6	6					
D H S (Deloitte Heskine & Sells)	7	7	→	D R T (Deloitte Ross Tohmatsu)	3	4	
T R (Touche Ross)	8	8					

— International Accounting Bulletin ・ Public Accounting Report から —

② 日本の監査法人と Big 8 の関係



公認会計士三田会会報 (第14号)		昭和53年1月1日創刊 (毎年1回1月発行) 1990年1月11日発行
編集発行人 〒194 東京都町田市本町田 3450-161 西野清	発行所 〒194 東京都町田市本町田 3450-161 公認会計士 西野清事務所気付 電話 0427-22-8821 公認会計士 三田会	振込口座 三井銀行・霞ヶ関支店 (普通) 149-4022583
		塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は 全員が協力し合って、公認会計士三田会の会 員となるよう、左記迄に入会申込を願います。